

令和4年12月定例会議案概要

第87号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度越谷市一般会計補正予算（第6号）） 【行財政部財政課】

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業及び生活困窮者自立支援金給付事業の執行に伴い、一般会計補正予算（第6号）を専決処分したので、これを報告し、承認を求めるもの

◇補正額：19億5,700万円

◇専決処分日：令和4年（2022年）10月13日

第88号議案 越谷市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

越谷市教育委員会委員渡辺律子氏の任期満了（令和4年（2022年）12月31日）に伴い後任委員を任命することについて、議会の同意を求めるもの
《後任委員》

氏名：渡辺律子（わたなべ・りつこ）

生年月日：昭和39年（1964年）7月16日

略歴：文教大学教育学部教授

越谷市教育委員会委員

第89号議案 越谷市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について 【総務部法務課】

政務活動費の交付対象及び交付額並びに収支報告書について、所要の改正を行うもの。令和5年6月1日から施行

(1) 交付対象及び交付額に係る改正

改正前		改正後	
交付対象	交付額	交付対象	交付額
会派	所属議員の数×月額4万円	会派	所属議員の数×月額8万円
議員	1人当たり月額4万円	会派に属さない議員	1人当たり月額8万円

(2) 収支報告書に係る改正

① 作成者等の変更

改正前：会派の経理責任者及び議員 → 改正後：会派の代表者及び会派に属さない議員

② 公表書類の拡充

改正前：収支報告書 → 改正後：収支報告書及び領収書又はこれに準ずる書類

第90号議案 越谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

第91号議案 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

第92号議案 越谷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

第93号議案 越谷市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

【総務部人事課】

期末手当に関する規定の整備を行うもの

(1) 令和4年12月期《公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用》

改正前：100分の215 → 改正後：100分の225

* 本年6月期の期末手当支給割合（100分の215）と合わせ、本年度の年間支給割合を100分の430から100分の440とするもの

(2) 令和5年度以降《令和5年4月1日から施行》

① 6月期の期末手当

改正前：100分の215 → 改正後：100分の220

② 12月期の期末手当

改正前：100分の225 → 改正後：100分の220

* 令和5年度以降の年間支給割合を100分の440とするもの

第94号議案 越谷市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

【総務部人事課】

一般職の国家公務員の給与の改正に伴い、国に準じて職員の給与を改正するもの

(1) 給料表の改定（行政職の平均改定率+0.3%）

《公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用》

(2) 勤勉手当の支給割合の変更

① 令和4年12月期《公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用》

改正前：100分の95 → 改正後：100分の105

* 本年6月期の期末・勤勉手当（100分の215）及び12月期の期末手当（100分の120）と合わせ、本年度の期末・勤勉手当の年間支給割合を100分の430から100分の440とするもの

② 令和5年度以降《令和5年4月1日から施行》

ア 6月期

改正前：100分の95 → 改正後：100分の100

イ 12月期

改正前：100分の105 → 改正後：100分の100

* 令和5年度以降の期末・勤勉手当の年間支給割合を100分の440とするもの

第95号議案 越谷市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について

【総務部人事課】

地方公務員法の一部が改正されることに伴い、職員の定年の引上げに係る関係12条例について所要の改正等を行うもの。令和5年4月1日から施行

No.	改正（廃止）条例	改正（廃止）内容
1	越谷市職員の定年等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の定年の引上げ（60歳から65歳） ・管理監督職務上限年齢制（役職定年制）の導入 ・定年前再任用短時間勤務制の導入 ・情報提供・意思確認制度の導入
2	越谷市職員の給与に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳に達した職員の給料月額7割措置の導入 ・管理監督職務上限年齢制により降任等された職員の給料月額の特例を定めるもの ・60歳を超える職員の昇給基準を定めるもの ・定年前再任用短時間勤務職員の給料を定めるもの
3	越谷市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳に達した現業職員の給料は、越谷市職員の給与に関する条例の例によるものとするもの ・地方公務員法の引用条項等の整備
4	公益法人等への越谷市職員の派遣等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・特例任用された管理監督職を派遣の対象から除外するもの ・地方公務員法の引用条項等の整備
5	越谷市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法の引用条項の整備
6	越谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法の引用条項の整備
7	越谷市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・減給処分の上限額を現に受ける給料及び地域手当の合計額の10分の1に相当する額とするもの
8	越谷市職員の勤務時間に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・再任用短時間勤務職員に適用されている勤務時間等に係る規定について、定年前再任用短時間勤務職員に適用するもの
9	越谷市職員の休暇に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・再任用短時間勤務職員に適用されている年次休暇等に係る規定について、定年前再任用短時間勤務職員に適用するもの
10	越谷市職員の育児休業等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・特例任用された管理監督職を育児休業及び育児短時間勤務の対象から除外するもの
11	越谷市職員の特殊勤務手当に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・再任用短時間勤務職員に適用されている特殊勤務手当の額に係る規定について、定年前再任用短時間勤務職員に適用するもの
12	越谷市職員の再任用に関する条例（廃止）	<ul style="list-style-type: none"> ・再任用制度が廃止されるため条例廃止

第96号議案 越谷市情報公開条例等の一部を改正する条例制定について【総務部総務課】

個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴い、関係3条例について所要の改正を行うもの。令和5年4月1日から施行

No.	改正条例	改正内容
1	越谷市情報公開条例	個人情報の保護に関する法律の基準と同様とするもの ① 実施機関として消防長を位置付けるもの ② 公開請求に対する決定の期限を原則30日以内とするもの
2	越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例	審査会の所管事項を定めるもの ・次に掲げる審査請求に係る審査 ① 越谷市情報公開条例の規定により諮問された審査請求 ② 個人情報の保護に関する法律の規定により諮問された審査請求 ③ 越谷市議会の個人情報の保護に関する条例の規定により諮問された審査請求
3	越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例	審議会の所管事項を定めるもの ・次に掲げる事項に係る審議 ① 越谷市情報公開条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項 ② 個人情報の保護に関する法律に基づく越谷市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定により諮問された事項 ③ 越谷市議会の個人情報の保護に関する条例の規定により諮問された事項

第97号議案 越谷市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について【総務部総務課】

個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるもの。附則において、越谷市個人情報保護条例を廃止。令和5年4月1日から施行

(1) 市の機関の定義

個人情報の保護に関する法律の適用を受ける市の機関について定めるもの

(2) 個人情報保護管理者の設置

市の機関は、個人情報等の取扱いを適正に行うため、個人情報等に関する事務を監督する個人情報保護管理者を置くもの

(3) 個人情報ファイル簿の作成等

法令の基準に基づく個人情報ファイル簿のほか、本人の数が100人以上となる個人情報ファイルに係る「個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」を市の条例に基づく個人情報ファイル簿として作成し、公表するもの

法令の基準：本人の数が1,000人以上となる個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表するもの

(4) 開示請求に係る手数料及び費用負担

① 手数料の額は、無料とするもの

② 保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とするもの

(5) 審議会への諮問事項

越谷市情報公開・個人情報保護審議会に諮問する事項を定めるもの

(6) 実施状況の公表

市長は、毎年度、市の機関における個人情報の取扱い等に関する個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、公表するもの

第98号議案 越谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

【保健医療部国保年金課】

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたことに伴い、課税限度額を改正するもの。令和5年4月1日から施行し、令和5年度以後の年度分から適用

- (1) 基礎課税分（医療分） 改正前：630,000円 → 改正後：650,000円
- (2) 後期高齢者支援金等分 改正前：190,000円 → 改正後：200,000円
- (3) 介護納付金分 (変更なし) 170,000円

第99号議案 市道路線の廃止について

【建設部道路総務課】

終点変更2路線、全部払下げ1路線、用途変更1路線、合計4路線、延長264.90mを廃止するもの

第100号議案 市道路線の認定について

【建設部道路総務課】

終点変更2路線、宅地造成に伴い帰属したものの5路線、合計7路線、延長364.80mを認定するもの

第101号議案 議決事項の一部変更について（仮称緑の森公園保育所建設工事（建築） 請負契約の締結）

【子ども家庭部保育施設課】

令和4年6月定例会において議決を経た上記契約の締結について、地下工作物の撤去工事を追加する必要があることに伴い、契約金額等を変更するもの

- (1) 契約金額
変更前：9億7,130万円 → 変更後：13億5,080万円
- (2) 履行期限
変更前：令和5年（2023年）12月22日 → 変更後：令和6年（2024年）10月31日

第102号議案から第107号議案まで

令和4年度越谷市一般会計補正予算（第7号）について ほか補正予算5件

【問合せ】総務部法務課

電話 048-963-9130

